

令和3年度第4回環境審議会 議事録

招集の期日	令和4年2月14日（月）	
開催の場所	さいたま共済会館602（第2ホール） （さいたま市内）	
開閉の日時	開会	2月14日 午後2時00分
	閉会	2月14日 午後4時9分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1 開 会		
2 あいさつ		
3 議 事		
（1）諮問事項：第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について		
（2）諮問事項：第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画について		
（3）諮問事項：第3次埼玉県広域緑地計画について		
（4）諮問事項：化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（埼玉県）について		
（5）報告事項：大腸菌に係る環境基準の見直しについて		
4 閉 会		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 17人

浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
磐田 朋子	芝浦工業大学 准教授
四ノ宮 美保	埼玉県立大学 准教授
鈴木 裕一	立正大学 名誉教授
三浦 和彦	東京理科大学 嘱託教授
藤川 久之	埼玉県弁護士会 弁護士
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会 副会長
小島 直子	(公財) 埼玉県生態系保護協会 普及広報部上席主任
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会 専務理事
佐藤 久仁恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事
梶田 吉久	(一社) 埼玉県猟友会 副会長理事
吉良 英敏	埼玉県議会議員
権守 幸男	埼玉県議会議員
木津 雅晟	三郷市長
田口 義明	一般公募
町田 由徳	一般公募

欠席委員 3人

袖野 玲子	芝浦工業大学 教授
横田 樹広	東京都市大学 准教授
新井 豪	埼玉県議会議員

#### 第4回 埼玉県環境審議会

令和4年2月14日（月）

午後 2時00分開会

○司会（赤松） 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第4回環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。席次表を御覧ください。会場にいらっしゃる三浦会長におかれましては、ウェブカメラ付パソコンを配付しております。会場という名称になっている映像は、席次表中の「カメラ」と書かれているところからの映像で、県側が映っております。ハウリング防止のため、三浦会長のパソコンは音声をオフにし、会場のマイクで拾うことにしております。リモート出席の皆様がスピーカービューにしている場合、三浦会長が映りません。つきましては、リモートで参加されている皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨いたします。

では、最初に資料を確認させていただきます。議事資料につきましては、事前にメールでお送りさせていただきました。議事資料は、資料1-1、第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）・第3次第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要、以下資料が続きます。資料4、大腸菌に係る環境基準の見直しについて、以上14点でございます。また、これらの資料とは別に、次第、席次表、第14期埼玉県環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りしております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手またはチャットでお知らせください。特によろしいでしょうか。

それでは、ここで資料の追加、訂正の御連絡でございます。事前にメールではお伝えした内容ではございますが、改めて御案内させていただきます。1点目ですが、資料2-1について、こちらを誤って前回資料を事前送付しておりましたので、一式差し替えをお願いいたします。

2点目ですが、資料2-3の巻末に市町村別の図面を追加しております。こちらは紙資料をお配りしておりませんので、会議時は画面を参照いただければと思います。

3点目ですが、資料4の2ページ目、ローマ数字のVI、環境基準値の設定（案）と県内の状況において、①の一の橋（小山川）の値が抜けておりましたので、値7,300を追加しております。また、②、新明橋（小山川）に一の橋（小山川）の値7,300を記載していたしましたので、2,900に修正をしております。

修正点は、以上3点でございます。大変申し訳ございませんでした。

リモートの方におかれましては、会議中、音声が聞こえにくいなどお困りのことがございましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと思います。

それでは、ここで環境部長の小池から御挨拶を申し上げます。

○小池環境部長 皆様、こんにちは。環境部長の小池でございます。

本日は、大変お忙しいところ、本年度4回目となります環境審議会の開催に当たりまして御出席賜り、誠にありがとうございます。

この審議会での御指導はもとより、委員の皆様方にはそれぞれのお立場におかれまして、県行政に多大なる御理解、御協力、御支援をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本日の審議会の議題でございますが、諮問事項が4件、それから報告事項が1件でございます。1から3の諮問事項につきましては、前回の環境審議会でご説明させていただきましたが、鳥獣保護管理計画、それから第二種特定鳥獣管理計画、それから広域緑地計画のそれぞれにつきまして、前回の審議会でもいただきました御意見、また各市町村からも御意見いただきましたので、それらの整理を行いましたものを御説明させていただければと存じます。

諮問事項の4につきましては、東京湾の水質改善のため、内陸部からの排水に含まれます汚濁負荷の総量、こちらを削減します総量削減計画の第9次計画についてでございます。それぞれにつきまして、御意見をいただければと存じます。

それから、報告事項につきましてでございますが、水質汚濁に関する国の環境基準の中で、「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更になりました。その経緯と、県内水域の設定につきまして御報告をさせていただきますと存じます。

それぞれ詳細につきまして、後ほどそれぞれの担当課長から御説明申し上げます。委員の皆様方には、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（赤松） それでは、ここで発言の方法について説明いたします。

会場出席、リモート出席の方ともに、発言の際はまず挙手をしていただくようお願いいたします。会長から指名されましたら、会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言をしてください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押し解除してください。

リモート出席の方は、発言されるときのみ音声をオンにし、発言しないときは音声を常時オフにしておいてください。接続の安定性を確保するため、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員20名のうち現在17名が御出席となっております。会場の方が6名、リモートの方が11名です。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

なお、県側の会場出席につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、議案提出課、事務局担当課に絞らせていただいております。状況により、リモートでの答弁になりますことをあらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦会長 こんにちは。ただいま御紹介いただきました三浦でございます。本日はよろしくお願いいたします。

今日も、ちょっと諮問事項、報告事項たくさんございますけれども、忌憚のない御意見、御質問、それから活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。着座にて失礼いたします。

会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 ありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

傍聴者はいらっしゃいますか。

○司会(赤松) 本日の傍聴者は2名です。

○三浦会長 それでは、傍聴者の中に入れてもらってください。

(傍聴者入場)

○三浦会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名します。

鮎澤委員、それから吉川委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い、3、議事に入ります。

諮問事項1、第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について及び諮問事項2、第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画についてについてです。この2つの諮問事項については内容に関連がございますので、まとめて御審議いただきます。本件につきましては、前回の審議会での御意見、またその後の県民コメント等を踏まえましての答申案をお示ししております。

それでは、県から御説明をお願いします。

○河原塚みどり自然課長 みどり自然課長の河原塚と申します。それでは、よろしくお願い申し上げます。

第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第3次第二種特定鳥獣管理計画について御説明いたします。本日は、前回の審議会でご提案させていただきました計画(案)からの変更点を中心に説明いたしますが、その前に簡単に概要を御説明したいと思います。

資料1-1を御覧ください。基本事項としまして、これらの計画ですけれども、鳥獣保護管理法で義務付けられています鳥獣の保護及び管理を図る事業を実施するための鳥獣保護管理事業計画と、生息数の著しい増加または生息範囲の拡大により、農林水産業の顕著な被害や自然生態系の攪乱を起こしている鳥獣について適正な生息数に減少させるために策定します第二種特定鳥獣管理計画となります。

鳥獣を取り巻く現状ですけれども、このグラフ等がございますように、ニホンジカの個体数や生息範囲が増加しています。また、鳥獣管理の担い手でもございます狩猟者が減少あるいは高齢化しているという課題があるというところでございます。それらの現状に基づきまして、計画を作らせていただきました。

それでは、計画の概要を御説明いたします。鳥獣保護管理事業計画では、まず主な項目としまして

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の更新のほか、増え過ぎたニホンジカ及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画を策定しまして、対象市町村の拡大や新たな管理目標を定めます。また、鳥獣管理の担い手でございます狩猟者の確保に向けまして、多様な手段を講じて対応してまいるところでございます。さらに、昨今増えています鳥獣の錯誤捕獲の防止、あるいは住宅地等に出没しました大型の鳥獣への対応方針なども今回の鳥獣保護管理事業計画に定めさせていただいているところでございます。

概要は以上としまして、続いて資料1—2に基づき、環境審議会等からの御意見に対する県の考え方について主なものを御説明したいと思います。まず、環境審議会からの御意見は主に4件ございました。そのうち、意見を反映したものが2件、今後の施策の参考としていくものが2件でございます。

2、県民コメントですが、残念ながら県民コメントへの御意見はございませんでした。

3、市町村からの意見としまして、主に5件ございました。そのうち、2件は計画に反映しまして、3件は今後の施策の参考としていくものといたしました。

また、4の学識者、関係団体、行政などで構成しています特定鳥獣保護管理検討委員会は、昨年度から計3回開催しまして、それらの検討委員会で出た意見を反映しますとともに、当審議会開催後も11件の御意見がございました。そのうち、意見を反映したものが7件、今後の参考にしていくものが4件となっております。なお、4番につきましては、あくまで第二種特定鳥獣管理計画の意見の反映ということに限定されているところでございます。

次に、主な御意見に対する県の考え方について御説明いたします。資料1—2でございます。2ページでございます。当審議会からは、前回ですが、鹿、イノシシの生息管理目標を設定できないかとの御意見がございました。それにつきましては、国が定めています平成23年度生息数半減という目標を踏まえまして、本件の目標数を改めて表記いたしました。そのほか有害鳥獣対策への対応などは御意見を踏まえ、適切に事業を遂行していくというふうに考えてございます。

続いて、3ページ、市町村からの御意見でございます。主に5つほどの御意見がございました。ただ、ここ中身を見ていただきますと、残念ながら鳥獣保護管理について市町村からの、あくまで市町村としての役割を踏まえていない御意見も多数あったという中で、特に都市部の市では鳥獣担当者がいないということもございまして、今後について計画とは別に、市に対して鳥獣保護について市内部での関係機関との連携の必要性などについて丁寧に説明を行っていく中で、この鳥獣保護管理事業計画を適切に執行していきたいというふうに考えております。

最後に、4ページの特定鳥獣保護管理検討委員会からの御意見でございます。細かな表現方法の修正のほかに、主な意見として、まずイノシシ編ですが、ナンバー3としまして、豚熱対策として捕獲の意義、重要性を表記すべきとの意見に対しましては、イノシシ編の計画書25ページに、「豚熱対策の面でも、里地近辺のイノシシの個体数を抑制し、養豚場のブタとの接触を低減させるため、捕獲は重要である。」との表記を追加しました。

また、ナンバー4にもあるとおり、イノシシの捕獲目標につきましては様々な御意見がございまして、特に目標達成後の対応なども含めまして、毎年度生息調査を行いながら、検討委員会で議論、検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、ニホンジカ編でございますが、ナンバー7におきまして、ニホンジカによる自然植生への影響として、実際に起こっている土砂の流出や崩壊の被害を記述した方がよいとの意見がございました。これにつきましては、計画書20ページにおきまして、「比較的面積の大きい植栽地では、主にニホンジカの食害により森林が更新されず、木材生産上の被害だけでなく、表土の流出や崩壊が発生している箇所も多く、規模によっては水源かん養機能等の公益的機能が低下し、防災上の対策が必要となっている。」との表記などを追加しているところでございます。

そのほか細かな意見等につきましては、修正等対応しているところでございます。

以上で、第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第3次第二種特定鳥獣管理計画の説明を終了いたします。よろしく願い申し上げます。

○三浦会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見あるいは御質問をお願いいたします。順次挙手をいただければと思います。いらっしゃいませんか。リモートの方はリアクションで手を挙げていただければと思いますが、ございませんか。

今回は、前回御説明いただいて、その後県民コメントをいただいて、それに対する回答ということで、いろいろ修正等をしていただいたわけですが、特によろしいですか。

(発言の声なし)

○三浦会長 では、今日は事案がたくさんございますので、審議はこの程度ということにさせていただきます。

それでは、諮問事項1の第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について及び諮問事項の2、第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画については、原案どおり答申することといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、諮問事項であります第3次埼玉県広域緑地計画についてです。本件につきましても、前回の審議会、またその後の県民コメント等を踏まえましての答申案をお示ししております。

それでは、まず県から説明をお願いいたします。

○河原塚みどり自然課長 引き続きみどり自然課長の河原塚より御説明申し上げます。

第3次埼玉県広域緑地計画についてでございます。鳥獣関係の計画と同様に、本日は前回の審議会で提案させていただいた計画(案)からの変更点を中心に御説明いたしますが、その前に簡単に資料に基づいて概要を説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。この計画ですが、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づきまして策定する、主に都市部の樹林地等の身近な緑を対象にした計画でございます。緑の現況ですけれども、埼玉県として様々な緑の保全、創出の取組を進めているところでございますけれども、都市化の進展等に伴いまして、残念ながら森林や平地林は減少しているのが、このグラフから見るととれるところでございます。

そこで、第3次埼玉県広域緑地計画では、IVの緑の将来像と策定のポイントにございますけれども、

多様で豊かな緑と共生する「埼玉」を目指して、新たに2つの試みをいたしたところでございます。1つが、緑については価値の評価が難しいという点がありますが、それを緑の寄与度と変化度という視点で可視化したということです。また、もう一つの新たな試みが、本県の10の行政、生活圏域ごとに緑の保全、創出の方向性を今回示させていただきました。これら2つの緑に対する試み及び情報を市町村と今後共有しまして、緑の保全、創出につなげていきたいと考えているところでございます。

Vの主な取組ですが、多様で豊かな緑と共生する「埼玉」を実現するため、緑を保全する、緑を創出する、緑を活用するという3つの基本方針に基づきまして施策に取り組んでいきます。

まず、基本方針1の「緑を保全する」では、指標として緑の保全面積を定め、市町村と連携した緑の保全や、多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」などの保全・活用などに取り組んでまいります。

次に、基本方針2の「緑を創出する」では、指標として緑の創出面積を定め、緑化計画届出制度の適切な運用や、屋上緑化や壁面緑化等の促進などに取り組んでまいります。

最後に、基本方針3の「緑を活用する」では、指標として埼玉みどりのポータルサイトのアクセス数を定め、緑の担い手の育成と活動支援や、自然ふれあい施設の活用などに取り組んでまいります。これら3つの指標とも、県の5か年計画あるいは環境基本計画に位置づけている指標でございます。

それでは、資料2-2に基づきまして、環境審議会等からの御意見に対する県の考え方について御説明いたします。環境審議会では、主に5件の意見がございました。そのうち、意見を計画に反映したものが3件で、今後の参考としていくものが2件でございます。

県民コメントですが、先ほどの鳥獣関係と同様に、残念ながら御意見等はございませんでした。

市町村からは、9件の意見があり、計画に反映したものが8件で、今後の参考としていくものが1件でございます。

そして、4、みどりの再生県民会議は本県が取り組むべき緑の施策について幅広く意見を聞くため、有識者などで構成している会議でございますが、この会議からは4件の意見があり、全て計画に反映したところでございます。

それでは、主な意見の概要について御説明いたします。2ページを御覧ください。当審議会からは、ナンバー3にございますが、「グリーンインフラについて、県土レベルや地域別に位置づけては」との御意見がございました。これにつきましては、計画書25ページの広域的な視点での緑の方向性、①緑のネットワーク形成において、緑のグリーンインフラとしての活用を表記するとともに、30ページからの地域別の緑の方向性において、グリーンインフラとしての重要な要素である雨水流出抑制や雨水浸透能力についても表記させていただいているところでございます。

次に、3ページの市町村からの御意見でございますが、ナンバー2と3におきまして、「緑の寄与度などが高い緑地」の表現としまして、それ以外の緑地の価値が低いように捉えられるので表現に工夫してほしいとの意見や、緑の分布図についても2つの視点からの分析結果を反映した表現にすべきとの意見があり、「市街化区域等における緑の寄与度が高い緑地」という表現に変更したところでございます。

最後に、5ページですが、みどりの再生県民会議の御意見でございます。図の順番や、分かりにく

い表現の修正意見等がございまして、それぞれ修正の対応をしたところでございます。

以上で、第3次埼玉県広域緑地計画の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○三浦会長 それでは、ただいまの説明について各委員から御意見あるいは御質問をお願いいたします。順次、挙手をお願いいたします。

小島委員、お願いします。

○小島委員 まず、今回初めて資料2—3の市街化区域内における緑の寄与度の高い緑地の分布図を見ることができたのですが、ちょっと自分の理解不足もあると思うのですけれども、幾つか疑問がありますので教えていただきたいと思ひます。

まず、この分布図の50ページ目にあった鳩山町の地図なののですけれども、ここの緑の寄与度の高い緑地が、鳩山ニュータウンの住宅街がピックアップされているのですが、これがどういった観点で抽出されているのか知りたいのと、あと鳩山町の西の端に熊井の森という100ヘクタールの生物多様性ホットスポットと呼ばれるような緑地があるのですが、市街化区域ではないのでピックアップされていないと思うのですけれども、市街地の緑地とどういうふうにかような核をつなげるかという観点からも、そういったところが挙がってきた方がいいのではないかと思ひます。緑の将来像を見るときに、環境面、社会面、経済面から見える化するということなのですけれども、環境面でどういうふうにつながるかというのを見える化する意味でも、あった方がいいのではないかと思ひます。

あとは、同じくこの資料の一番最初のページのさいたま市なののですけれども、さいたま市の南西ですか、戸田市との境のところの彩湖の辺りからずっと河川敷沿いに変化要素があり、緑の寄与度が高い緑地として斜線が引いてあるのですが、この国交省が管理している河川敷が失われるというのは、どういう状態を想定されているのでしょうか。

あと、この図なののですけれども、パブコメで見られる状態だったのでしょか。現場で日々緑地保全の活動をされているボランティアの皆さんが、御自分の活動エリアを見たときに、緑の寄与度の高いところと失われそうな緑地を見たときに、どう思われるのかなとちょっと思ったのと、緑の保全をしていくに当たって、そういった方の御意見を伺った方がいいかなと思ひます。

ちょっと他もあるのですが、取りあえずこれでお願ひします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

3点いただきましたが、御回答をお願いします。

○河原塚みどり自然課長 まず、緑の寄与度と変化度の関係でございましてけれども、埼玉県を全県的に客観的に表せる指標に基づいて評価しています。ですから、地元の御意向は客観的な評価にはできないものですので、地元の意向というのは今回の結果には反映されていません。今回は、あくまで客観的に評価できるデータに基づいて評価したものを、市町村と情報を共有する一方、市町村は市町村なりの地元で保全活動している場所などを踏まえ、緑地の保全優先度を考えていますので、市町村の方でさらに緑地の優先順位を決めていただく。そして保全していく。そういう考えに基づきまして、示しているものだということが前提にあるということです。

ですから、先ほどお話のあった鳩山町のニュータウンですとか、今回入っていない場所にして

も、鳩山町の方では、それは優先度が高い地域であるかもしれませんが、鳩山町の意向を踏まえ、市町村の緑の基本計画に入れ込んでもらうような形が必要かなと考えております。

○三浦会長 小島委員、どうぞ。

○小島委員 今、客観的なのというふうにおっしゃったのですけれども、寄与度の高い緑地の凡例が67ページに載っていたと思うのですけれども、それぞれ緑の寄与度の評価要素の表がありますが、自然環境の保全機能とか防災・環境負荷軽減機能とか、ふれあい提供機能とか、これはこの地図だと分からないのですけれども、例えばさいたま市のこの図の赤いところを見ると、一番南の中央の方にあるのは浦和の競馬場で、後は与野公園が挙がっていたり、別所沼公園だったり、そういった浦和の競馬場とか、そういうのがどういった観点で緑の寄与度が高いと判断されているのかというのが分からないと、どうなのかなと。

鳩山ニュータウンは熊井の森とは別の話で、上からグーグルマップで航空写真を見たときに、ずっと屋根が並んでいる状態なのです。そこが、どういうふうに着与度が高いと評価されているのか。庭木はあるでしょうけれども、そういった住宅街は県内いっぱいあると思うので、その鳩山ニュータウンだけがピックアップされているのが何でかなと疑問です。

後は、ちょっとさいたま市のところは県境の河川敷が失われそうな緑地ということで、それがどうして失われそうというふうに、どういう状態が失われそうということなのか知りたいです。

○河原塚みどり自然課長 基本的に、この計画書にも書いてございますけれども、

例えば、防災・環境負荷軽減機能は、公害の影響を緩和する存在意義が大きいか、という要素に着目し、用途地域のデータにより、商業地域や工業地域などに存在する緑地などを防災・環境負荷軽減機能があるとしました。

防災・環境負荷軽減機能以外の三つの機能についても、客観的なデータに基づいて判断しており、防災・環境負荷軽減機能など4つの機能のうち一つ以上の機能があると判断されれば、「緑の寄与度」が高いと分類・整理しています。

○小池環境部長 御意見ありがとうございます。確かにこの地図だけが独り歩きしたときに、その市町村の方や保全団体の方が、「自分のところを県が寄与度が高いとっていないのだ」と誤解されるのは、私どもとしても全く本意ではありません。ただ何かの基準に基づいて、この緑がどうだという市町村との意見交換するベースになるものが今回欲しかったということで、一定の基準でこういうふうな形の色づけをさせていただきました。それが67ページに出ているもので、この67ページと資料2-3が、確かにちょっと離れているので分かりづらいというものもあるかと思っておりますので、2-3の各市町村の前のところに、これをもう一度、今回はこの基準で、これを基に地域や市町村と緑の保全についての議論のベースとするものかというような記載を書かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小島委員 そうですね。本来でしたら重要な緑地、保全されている方々の感情うんぬんは別にして、重要な緑地が挙がっていて、現況の行政上の保全、網かけができていないエリアとかがあった上で、そういう場所を重ねて戦略的に保全すべき緑地を抽出できるような図が必要かなと思います。

○小池環境部長 まず、そのベースの資料として御理解いただければと思います。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、本件はそのように対応させていただくということでお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、小島委員、お願いします。

○小島委員 17ページに生物多様性の保全の部分でCOP15のことを書いていただいたのですが、COP15でもメインの話題、2030年までに陸域と海域の30%を保護地域にするという内容ですし、G7でも日本はやるというふうに言っていますので、そのことも時事的な話題として記載した方がよいと思います。

それから、43ページに④で道路緑化及び河川環境保全の部分で、前回頂いた資料では、「また、河畔林を残すなど河川環境を保全し」とあったのが、「河畔林を残すなど」の部分が削除されていたのですが、削除の理由を教えてください。

以上です。

○河原塚みどり自然課長 まず、生物多様性の国の動向については、ちょっと検討させていただければと思います。

河畔林の件については、担当の方で説明いたします。

○新井みどり自然課副課長

2つ目の御質問の道路緑化及び河川環境保全のところ、なぜ「河畔林を残すなど」を削除したのかという御質問だったかと存じます。こちらにつきましては、河川環境の担当課とも調整をいたしまして、河畔林という例を入れなくて、河川環境全般の保全というふうにした方がいいのではないかとこの観点から、これを外させていただいた次第です。

○小島委員 分かりました。一般の方で、河川というと結構水辺というイメージがつくかなと思って、緑地って何だろうといったときに、こういった河畔林だとかヨシ原だとか、そういった緑地の例があった方がイメージしやすいかなとちょっと思いました。

○新井みどり自然課副課長 分かりました。御意見ありがとうございます。

ただ、こちらについては、このままでいかせていただければと存じます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、磐田委員、お願いします。

○磐田委員 すみません。本質的なところではなく恐縮なのですが、計画案の中に出てくる「CO2」という表記が、2をちょっと下付けにするのが正式なので、こういった文書は正式にやられた方がいいかなと思った次第です。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

これは訂正するということで。

○河原塚みどり自然課長 訂正させていただきます。

○三浦会長 よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

では、小島委員、どうぞ。

○小島委員 すみません。ちょっと前回からの変更点ではないのですが、17ページの④のところ、特別緑地保全地区の指定対象に「雨水貯留浸透地帯」というのが追加されたとあるのですが、全体を通して湿地に関する記載がないのですけれども、ハンノキ林などの河畔林とかも含め、湿地環境は失われやすいので、記載した方がいいのではないかと思います。

後、38ページの緑の保全面積の目標値なのですけれども、この目標値の根拠といえますか、569ヘクタールはどうやって出されたのか教えていただければと思います。

○河原塚みどり自然課長 まず、緑の保全面積の関係ですけれども、この569ヘクタールの内訳としましては、埼玉ふるさとの緑の景観地が大体70%、それから特別緑地保全地区が10%、トラスト地13%、あと公有地化、その他5%というぐらいの割合で、保全面積の目標値を定めています。これについては、年間約2ヘクタールを増やすということで、5年間で10ヘクタールというような増加を目指して目標値を定めているところでございます。

それから、確かに湿地については生物多様性上も非常に重要な部分であると認識しております。湿地については、今後策定する県の生物多様性保全戦略においては、かなり重要なものとして考えており、この広域緑地計画においては、必要なものと認識はあるのですが、都市部の樹林地等の身近な緑が対象であることから、詳しくは表記していないというところでございます。

以上です。

○小島委員 お考えの方法は分かったのですが、例えばレイクタウンとか、付近も湿地ですし、都市部にそういったものがないということはないと思います。

○三浦会長 今の38ページの目標値の方は御説明大丈夫ですね。

それから、今の湿地の件は、今回は記載しないということで了解いただけますか。分かりました。どうもありがとうございます。

ほかにございせんか。

(「マイクが」の声あり)

○三浦会長 ああ、ごめんなさい。聞こえましたか。

(「聞こえました」の声あり)

○三浦会長 ごめんなさい。でも、リモートの方が聞こえていないですね。

小島委員から2つ御質問ございましたが、目標値の方は了解いただいて、それから17ページの方の湿地の方も御説明いただいたとおり、今回は記載しないということで了解いただきました。どうもありがとうございます。

ほかにご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、第3次埼玉県広域緑地計画についてということですが、何件か追記事項等ございます。17ページでしたかね、生物多様性への対応、ここもちょっと追記していただくと。

それから、磐田委員からの「CO2」の表記を変更していただく。違いましたか。強調されるということですか。

○河原塚みどり自然課長 今あった生物多様性国家戦略については、今年の秋以降という策定時期が更に延びると聞いている中で、確かに30 by 30というのが国の方から出しているところではあるのですが、正式な形でまだ出ていないという状況にあっては、現段階の計画に記載するのはちょっと難しいかなと思っているところでございます。

○三浦会長 ああ、そういうことですね。よろしいですか。

○小島委員 もしG7のことで書くのだったら、書けるとは思いますけれども。

○河原塚みどり自然課長 書くとしたら、G7の動きとかの中で記載という形かなとは思いますが。

○三浦会長 それはどうするかは御検討いただくということでよろしいでしょうか。

それと、「CO2」の表記ですね。その辺を、そうしましたら踏まえて、ちょっと答申を変更していただければと思いますが、最終的な文言については私の方に一任していただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、ちょっと予定より早いようですが、最初の予定ではここで10分間ほど休憩ということですが、いかがいたしますか。何分までにしましょう。換気等もちょっとしたいということですが、

○司会（赤松） では、3時再開ということでよろしいでしょうか。

○三浦会長 はい。それでは、3時再開で、それまで休憩とさせていただきます。

午後 2時48分休憩

午後 3時00分再開

○三浦会長 それでは、定刻となりましたので、会議を再開します。

続きまして、諮問事項であります化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（埼玉県）についてです。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○山井水環境課長 水環境課の山井でございます。座って説明させていただきます。よろしく願いします。

計画（案）につきましては、資料3-3でお手元に配付させていただいている資料のとおりでございますが、文章だけでございますので、資料3-1、3-2によりまして概要を御説明させていただきます。

まず、水質総量削減制度、ちょっとなじみがないところもあると思いますので、概要について御説明いたします。資料3-1、水質総量削減制度の概要を御覧ください。まず、水質総量削減制度の目的でございますが、人口、産業が集中し、汚濁が著しい東京湾等の水質を改善するため、内陸部から流入する生活排水や産業排水等の汚濁源について、汚濁原因となる物質の総量を総合的、計画的に削減しようとする制度でございます。東京湾を守るための制度というふうに、この埼玉県に言えばそういう制度だというふうに御理解ください。

これまでの経緯でございますが、この制度は昭和53年の水質汚濁防止法等の改正によって導入され

ました。昭和59年を目標年度として第1次計画というのが定められまして、5年置きに計画の改定を進めてきて、現在8次の計画まで進んでまいりました。今般8次計画から5年が経過したということで、新たに第9次の計画というものを策定しようというところでございます。

項目といたしましては、東京湾を守るというための項目としてはCOD、窒素含有量、りん含有量の3つでございます。このCODというものは、化学的酸素要求量の略称でございます。海域、海における有機物による水質汚濁の指標とされています。CODが高いと汚れているというふうに考えられるということです。それから、窒素とりの含有量は、排水に含まれる窒素、りんの総量のことです。これが多くなりますと赤潮であるとか、そういったものを発生させる栄養価の原因となるということから規制の対象となっています。

次に、対象となる地域でございますが、東京湾に係る地域のうち荒川に係る部分、ちょっと図が非常に小さくて申し訳ないのですが、ちょっと拡大してもらっていいですか。こちらにございますように、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県の一部、東京は全域、埼玉県は北の方の一部の地域を除いたほぼ部分、千葉と神奈川は半分ぐらいの地域ですかね、荒川流域と言われている地域で東京湾に水を流れ込ませる地域ということが対象となっています。本県の規制の対象となる地域は、県内の利根川流域を除いた60市町村になります。

次に、総量削減制度の体系でございますが、こちら国は環境大臣が総量削減の基本方針というものを対象水域ごとに策定するということになっています。関東の場合は、東京湾という水域に対して、この基本方針というのが策定されると。この基本方針の中に、削減の目標年度、目標量、削減に関する基本的事項が定められています。今回、この第9次総量規制に係る基本方針というものが、今年、令和4年1月24日に定められて、本県知事宛てに通知が来ています。この内容につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、目標年度としては令和6年度といたしまして、各県、東京、千葉、神奈川、埼玉ごとの削減目標量等が定められています。この方針に基づいて、関係都県ごとに総量削減計画を策定することになります。これいずれも法律、水質汚濁防止法で規定されている手続になります。この計画の中で、削減のための具体的な方法を定めて削減を図っていくということになります。以上が総量削減制度の概要でございます。

次に、これまで取り組んでまいりました第8次の計画の実績について御説明をいたします。資料の右上です。第8次計画では、令和元年度を目標として各種対策を進めるということになっていまして、結果、COD、窒素、りん、3個の物質の総量はいずれも減ったのですが、目標達成には、りんだけが目標まで至らなかった、削減できなかった、CODと窒素は削減目標まで削減できたというふうになっています。この削減目標量というのが、ちょっと言葉が難しいのですが、削減をする量ではなくて、その年度に発生させる量、発生する1日当たりの総量のことを言っています。つまり、削減目標が少なければ少ないほど削減が進んだということになります。

りんに関しましては、この削減目標量1日当たり3.2トンに対して、令和元年度の実績が1日当たり3.3トンということでございました。目標を達成できなかった要因としては、埼玉県指定地域内の人口が目標設定時より多くなったというところ、それから合併処理浄化槽の接続人口が想定より多かったといったようなことから、排水の方に流れ込むりんの量というのが多かったということで、削減

目標量を超えてしまったというふうに評価しています。

次に、東京湾の水質の状況でございます。下のグラフになります。これまでの削減対策によって、東京湾の中に流入する汚濁物質の総量というのは、グラフにありますようにどんどん、どんどん右肩下がりというのですか、どんどん、どんどん減ってきているという状況で、東京湾の水質というのは全体的には改善している傾向にあります。しかし、環境基準の達成率というもので見ますと、下にグラフがありますが、CODに関してはほぼ横ばいの状態、窒素、りんに関しては環境基準をほぼ100%達成と、こういう状況になっています。このため、CODに関しては、より環境基準達成を目指すという意味でも削減に取り組む必要がある。それから、窒素、りんに関しましても、環境基準100%達成していますけれども、今の対策を継続することによって、現状を維持していく必要があるというようなことが国の方からも示されているということでございます。

次に、埼玉県の総量削減計画（案）の概要について御説明をいたします。資料3-2を御覧ください。資料3-2です。総量削減計画では、国が策定する総量削減基本方針に基づきまして、目標年度、発生源別の汚濁物質の削減目標量、削減目標量の達成の方途を定めることとなっています。まず、国の方からどういうことが基本方針として示されているかということについて御説明をいたします。

資料の左側です。目標年度といたしましては、令和6年度。

それから、削減目標量というものが、東京、神奈川、千葉、埼玉それぞれに割当てがありまして、CODについては表にございますように55トン、1日当たり、窒素含有量につきましては47トン、りん含有量については3.2トンというふうに示されました。

基本方針の要点といたしましては、窒素及びりんについては環境基準の達成状況を維持すると。100%達成ですので、そこを維持する。それから、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水質改善を図るための施策を推進するというふうに示されています。貧酸素水塊というのは、海の中に酸素の入っている量がすごく少なくなってしまうエリアであったり、深いところでできてしまうのですけれども、そういうところができてしまうと酸素が足りないということで魚が死んだりだとか、そういうことが起きてしまうということです。そういうことを防止するという観点から、水質改善を図る必要がありますということが示されました。

続きまして、この基本方針、国の基本方針に基づきまして、今回御審議いただく埼玉県の総量削減計画の案について御説明をいたします。資料の右側を御覧ください。目標年度は、先ほど申し上げたとおり、基本方針どおり令和6年を目標といたしまして、それぞれ発生源別の汚濁負荷量の削減目標量を記載しました。この表、それぞれCOD、窒素、りんの総量の欄、COD55、それから窒素、りんそれぞれ47、3.2というふうにある、国が示した基本方針に示された値になっています。その内訳というのを定めておりまして、それぞれそこに書かれている数字、産業系、生活系、その他ということを示しております。3項目全てにおいて、令和元年度の実績よりは削減する目標となっています。この削減分につきましては、全発生量の約7割を占める生活排水の削減を中心に考えているところでございます。やはり生活排水対策というのは、まだ合併浄化槽への転換であるとか下水道への接続といったような対策が、余地が残っておりますので、そこに関しては引き続き削減を続けていくというような考え方でございます。

続きまして、削減目標量の達成の方途を御覧ください。具体的にどういうことをやっていくかということですが、生活排水対策といたしましては、今申し上げましたとおり下水道のさらなる整備、それから単独浄化槽から合併浄化槽への転換の促進等を引き続き実施してまいりたいと考えています。

産業排水対策につきましては、工場、事業場から排出される工場排水に対して総量規制という規制をかけております。その総量規制というものに関しましては、今回その規制基準を厳しくすることではなく、従来どおりその規制を継続して削減をしていただきたいというふうに考えています。

その他、汚濁発生源に対する対策といたしましては、農林部をはじめとしました関係機関による指導で、農業からの排出で考えられます肥料の施肥、ここを過剰に施肥しないであるとか、適正な量で使うといったようなこと。それから、基本的な事項ですが、環境学習であるとか啓発であるとか、そういったようなこれまでの対策についても引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

最後に、今後の予定についてでございますが、本日当審議会に諮問させていただきました計画（案）について、本日御審議いただきまして答申をいただきましたら、関係市町村長に意見聴取、それから環境大臣への協議といったような、これも法律に定める手続を経まして、9月ぐらいに9次の総量削減計画を策定し、告示の予定と考えております。

以上で総量削減計画に関する御説明となります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について各委員から御意見あるいは御質問をお願いいたします。

田口委員、お願いします。

○田口委員 御説明ありがとうございました。4点ほど質問させていただきます。

第1点は、この計画は環境基本計画ではどのように位置づけられているのでしょうか。今日の議題になっておりました鳥獣保護管理の計画でありますとか広域緑地計画、こういったものは環境基本計画の下位計画として位置づけられていたかと思いますが、この総量削減計画の方はどのような位置づけかという点です。内容的に見ますと環境基本計画の施策の方向5、恵み豊かな川との共生と水環境の保全、この部分でカバーされているのかと思いますけれども、環境基本計画では総量削減というようなワーディングは出てきていなかったかと思いますが、その辺の関係を併せて御説明いただければと思います。

第2点は、今の点とも関係するのですが、環境基本計画では施策指標としてBOD（生物化学的酸素要求量）で見ている、BODが水質汚濁の代表的な指標であるというふうに書かれているのですが、こちらの総量削減計画ではCOD（化学的酸素要求量）という指標で削減目標を設定しているのはなぜなのでしょう。先ほどちょっと海での汚濁状況を測る指標というご説明があったかと思いますが、もし合理的な理由があるのであれば、環境基本計画に定めたBODではなくてCODで見た方がよい趣旨とか理由について分かりやすく注記するなどの工夫をされた方がいいのではないかと

いうふうにも思います。

第3点は資料3-2の真ん中の削減目標量の数値ですが、発生源別に見ますと生活排水の下にある産業排水の目標量が令和元年度の実績と比べて、CODは横ばいですが、窒素とリンについては、元年度の実績に比べてやや増えています。これはどういう理由によるのでしょうか。産業分野は、今回削減目標が甘くなったということはないのでしょうか。

第4点は、資料3-5、新旧対照表を見ますと、今回の総量削減計画、基本的な形は現行の第8次計画とほぼ同じで、5年経過したことに伴って数値等のリバイズを、いわば淡々としているのかなという印象を受けます。特にこの資料の5ページ、6ページの(2)、産業排水対策などは、現行計画と全く同文になっております。今回の第9次計画で、政策内容として特に重点を置く部分とか強調すべき点などはないのでしょうか。

以上4点でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、御回答をお願いします。

○山井水環境課長 御質問ありがとうございます。順次御質問にお答えいたします。

1つ目、この計画の位置づけでございますけれども、この計画は水質汚濁防止法に基づいて東京湾の削減を図るとというのが目的でございます。埼玉県だけの計画ではなくて、東京湾全体を削減するための一つの部分というのですか、しかも埼玉県の全域の計画ではなくて一部だけ、ちょっと北の方は外れてしまうということもございまして、そういう意味では環境基本計画と下位計画になっているということではございません。あくまでも法律に基づく策定義務のある計画の一つというふうに考えています。当然施策としては重複というか、カバーされる部分がございます。環境基本計画の中では総量削減という文言は出てこないのですけれども、工場、事業場に対する規制であるとか生活排水対策であるとか、そういう県全体で取り組むべきこととして記載がありまして、ちょっと総量削減ということをやってしまうと、エリア的に入らない部分の対策になってしまうという部分もございまして、より環境基本計画は大きく全体について記載をしているということでございます。

それから、2点目、BODとCODの関係ですけれども、委員御指摘のとおり、CODというのは海域に対して設定される基準であり、指標となっております。一方でBODというのは、主に河川に対して設定される指標というふうになっております。後、CODはもう一点湖沼にも対象となっているものでございまして、埼玉県内でいいますと湖沼が3つ対象があるのですけれども、その3つの湖沼にはCODの基準がかかっていると。技術的に申し上げますと、川の中を流れる汚濁物質というのは数日間の間に流れていくということですので、BODという生物で消費される酸素の量というのを指標とするのが適当だろうと。一方で海というのは、長い間、川よりも長い時間かかって汚濁が分解したりされるということで、川のような生物ではなくて化学的に分解した量というふうに整理されているというふうに、これは国の方で整理しているということになります。

それから、3点目、産業排水の目標についてでございますが、こちらにつきましては総量削減というものでございまして、濃度とは違って、県内の産業が増えれば増えるほど排水量というのは増えるということになります。濃度規制であれば、幾ら増えても濃度の、一個一個の工場が守ればいいと

いうことになってしまうと。今回のケースでは、もう窒素とりんに関しては環境基準もかなり達成しているということもございますし、なかなか削減が難しい部分もあるということもあるので、先にお答えすると、産業部門の対策に関しましては、基本的にはもう従来の対策をそのまま継続していくと。そこで新たにこういう業種を強化するだとか、こういうところに力を入れるということはないでいいのかなというふうに考えているところで、結果、増えるという部分は、やはり県内の経済成長とかというのも計画としては見込んでいる部分もございまして、そういった部分で県内に工場の進出であるとか、工場が経済成長で排水量が増えるみたいなことを評価することによって、ここの数値が1とか増えたというような考え方になります。総量としては、県全体、目標量としては削減をするということでございますので、産業に関しての規制が甘くなるかということでは全くなくて、個々の事業者さんは今までどおり頑張ってもらおうというような考え方で、ただ経済成長とかでやや増える部分ということの評価しないと、県としての成長というのも見込めないということになってしまいますので、そこに関しては悩んだのですが、そういった形で計画量を定めたということになります。

それから、産業に関しましては、今申し上げましたけれども、同文となっているのは、産業部門に関してはこれまでもかなり取り組んできていただいていますので、これ以上さらに強い規制をとるよりは、県ができる、残っている部分、生活排水対策の方を引き続き取り組んでまいりたいという部分で、このような表現になっているというところでございます。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

4番目の今回の重点うんぬんというのは、3と一緒に御回答いただいたということですね。

○山井水環境課長 はい、そうです。

○三浦会長 よろしいでしょうか。いかがですか。

○田口委員 ありがとうございます。

1点目の環境基本計画の位置づけについては分かりました。内容的には一部カバーされているということかなと伺いました。

それと、第2点のCODとBODについては、CODが海域の汚濁状況を見るのに適した指標ということかと思っておりますので、それでよろしいかと思っておりますが、この削減計画を広報する場合とか説明する場合とかには、その辺を少し注記するなり、一般の人に分かりやすいようにされた方がよいと思います。環境基本計画ではBODが水質汚濁の状況を見る代表的な指標と書いてあるので、その辺をちょっと触れていただければと思います。

それから、3点目、4点目の産業排水の部分ですが、これは規制の水準は落ちているわけではなく、総量だから経済活動量が増えれば結果的に増えてしまうという、そういう御趣旨かと思っておりますが、しかしよく考えると、総量削減計画というのは経済活動量の増加とか人口の増加とか、そういうものを織り込んだ上でも、トータルとして減少させていこうというのが総量削減の考え方だと思いますので、この産業排水だけが窒素とりんについて形の上で甘くなってしまっているようにも見えるという点について何か説明なりした方が、一般的な理解は得やすいのではないかと。生活排水にばかりしわ寄せをしているのではないかというような受け止めも数値上からはされてしまうので、もしこの数値

が変え難いというのであれば、何かそういう説明上の工夫なりを図った方がいいのではないかなという気もしますので、これは広報上の説明の仕方にも絡むかと思いますが、その辺を少し工夫していただいた方がよろしいのかなと思います。どうもありがとうございました。

○三浦会長 いかがでしょうか。

○山井水環境課長 ありがとうございます。

2点目のCODの考え方に関しましては、これから広報していく際に注記するなり説明を加えたいというふうに思います。

それから、産業排水のところに関しましては、御指摘ごもつもの部分もごございますので、そこに関しても趣旨といたしましては総量削減計画、県全体で何トン削減するということと評価をすることになっておりますので、ここは内訳の目標というふうに考えていただく部分になります。決して生活排水のところに強い負荷をかけて、産業を甘くしているという趣旨ではございませんので、そこはよく理解していただけるように、記載なり広報の仕方を工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ちょっと私から関連して質問があるのですけれども、りん含有量のその他を0.4から0.3に減らすということですが、これ資料3-2の右の方にその他の発生源対策というのがございますけれども、具体的にどの辺を御検討されているのでしょうか。

○山井水環境課長 その他の排水という部分というのは、農業であったり家畜排せつ物であったり、そういう部分。それから、水産はあまりないのですけれども、そういったような部分での削減というのを見込んでおりますので、そこに書いてあるその他の汚染源の発生のところで一部、りんだと肥料なんかも結構使われている部分がありますので、その部分での削減等を見込んでいくということでございます。

○三浦会長 何か長期的に第6次からあまり減っていないりんを減らすのは、ちょっと厳しいところがあるのではないかと思うのですけれども、何か具体的な対策があれば、もし今御検討していることがあればお聞きしたかったのですけれども。

○山井水環境課長 やはり農業的な部分であるとか、その辺り。ここ一応全てにおいて積上げでやっている部分がございますので、その辺りの対策を続けていくという部分で、一部削減効果として見込んだということでございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかにございせんか。

お願いします。

○吉川委員 ありがとうございます。ちょっと知見がないので初歩的な質問です。

資料の3-1の東京湾の水質は、だから埼玉県だけが汚しているわけではなくて、東京は人口が多いので東京が多いのかなと思いつつ、でもこのグラフぱつと見た印象は、意外に生活排水と呼ばれているカテゴリーの部分の量が多いのと、減り方も緩やかなのだなというのがぱつと見て分かるわけですけれども、資料3-3の対策の部分でいうと、3-3の3ページですか、先ほど御説明の中で浄

化槽だとかまだ余地もありますのでというふうにおっしゃってしまっていて、これはそうすると、ではどんな対策をとということで考えたときに、イの浄化槽の部分が結構割合としては重要で、主に消費者が関わる部分があるわけですが、この辺の重みづけといいますか、をちょっと教えていただけるとありがたいです。

以上です。

○山井水環境課長 御質問ありがとうございます。

この生活排水の部分は、下水道による排水という部分が、やはりどうしても量としては多くなっている、それは東京も埼玉も多くなっているという部分がございます。下水道にもう接続している部分をさらに減らすということに関しては、下水道のその対策として書いてある高度処理みたいなものでさらに削減を進めるとかという形で、処理施設を更新していくということでも対策としては進みますけれども、やはり未処理のまま排水されている部分、下水がまだ来ていないであるとか、単独浄化槽と言われる生活排水をそのまま河川に流しているような部分につきましては、そこを合併浄化槽なり下水に接続するという生活排水の処理をさらに進めていくという余地がまだ残っています。今、生活排水処理率が9割を超えたぐらいですので、あと10%、どうしてもできない部分を除いても10%近くを下水と浄化槽の転換で担う必要があるということでございます。

以上です。

○吉川委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませぬか。リモートで御参加の委員の先生方は、すみません、挙手されている方いらっしゃらないですかね。

これはちょっと私、何か不思議に思ったのは、第9次ですか、令和6年度目標ということなのですが、今年既に3年度もおしまいなわけですが、何か元年度の最後とか、その辺に出てくるものかと思っていたのですが、これは国からの要請が遅かったということでしょうか。ちょっとうなずいていらしゃいますけれども、御説明いただければ。

○山井水環境課長 御指摘もとてもございまして、基本的には我々の削減計画というのは、法律に基づいて基本方針が示されてつくるという手続になっていますので、基本方針が示されたのは今年の1月ということで、このタイミングになったというのがお答えなのですが、実際にはこの計画、これからも続けるのか続けないのかだとか、そういうことも含めて国の環境審議会とかで議論がされています。その中では、やはり実績を踏まえてということになるので、元年度の実績が出てくるのが令和2年度とか翌年度にまとまって、その後で実際続けるのか続けないのか。東京湾だけではなくて、伊勢湾とか瀬戸内海も含めて、この総量削減の計画をどうするかみたいなことの議論の中で、先ほど申し上げた、CODに関してはもうちょっとやる必要がある、窒素、りんに関してはもうちょっとやりましょうというようなのが意思決定されてという流れになっていますので、その辺りで時間がかかって、こういうタイムラグが起きているのかなというふうに考えています。

○三浦会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかにございませぬでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 どうもありがとうございます。これは、今日初めて出てきた諮問事項ですが、これ幾つかもう変更される、変更というか、先ほどのBOD、CODの理由うんぬんというのは、これには特に書き直すとか、そういうことはございませんか。

○山井水環境課長 はい。計画自体はこうした文章で書かれているものでございまして、これを定めるので何か冊子にするというものではございませんので、広報する際だとか、そういう際にそういう分かりやすい注記等をホームページ等でしていくという形で考えております。

○三浦会長 分かりました。

そうしますと、この化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（埼玉県）については、これは原案どおり答申するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。それでは、そのようにお願いします。

今後、この後予定されておりますけれども、市町村長に意見聴取をして、環境大臣協議ということですね。これは、途中経過はまたこの環境審議会にも報告されるのでしょうか。特にこれは。

○山井水環境課長 今のところは、報告の予定はございませんけれども。

○三浦会長 ああ、そうですか。そうすると、いや、何か5年計画だったら中間報告みたいなものがあるかなと思ったのですけれども、先ほども伺ったのですけれども、もう既に3年目ということなので、そうすると令和6年度目標でそれが出てくるのは、やはり5年後ぐらいということになるわけですね。

○山井水環境課長 そうですね。

○三浦会長 それまでは、その結果についても特に報告はないということでしょうか。

○山井水環境課長 そうですね。今までの例年というか、これまでの流れですと、また次回の計画見直しの際に御報告をさせていただいているという形でございます。

○三浦会長 分かりました。よろしいでしょうか。

もう一つあるのですね、すみません。では、この事項は原案どおり答申ということにいたしました。どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項ですが、生活環境の保全に関する環境基準の設定についてです。

事務局から御説明をお願いします。

○山井水環境課長 引き続きまして、報告事項4、大腸菌に係る環境基準の見直しについて御報告申し上げます。

資料4の1枚目を御覧ください。まず初めに、環境基準の定義について御説明をいたします。環境基準は、環境基本法第16条第1項において、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を国が定めると規定されております。この規定に基づきまして、国、環境省ですが、維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に基準値を設定したものが環境基準であり、行政上の政策目標という位置づけになっています。

今回の見直しの経緯でございますけれども、今回この水質汚濁に係る環境基準のうち、大腸菌に関

する環境基準の見直しがございました。経緯について御説明をいたします。現行、大腸菌に係る環境基準に相当するものは、衛生上、衛生面での指標としての大腸菌というものですけれども、そこは大腸菌群数というものが、このふん便性汚染の指標として定められています。すみません、大腸菌群数というものです、で指標として定められたということでございます。この大腸菌群数というものが、大腸菌だけではなくて、大腸菌に似たような挙動を示すもの全てを測定するという指標でございまして、当時の培養の技術では大腸菌のみを検出することが難しかったと聞いています。昭和46年頃ですね。そのため、当時から簡便に測定ができる指標として、大腸菌群数というものを指標として定めたということでございます。それから技術進みまして、今日では大腸菌が簡便にできるということが可能になったということで、今回見直しが行われるということでございます。

右のグラフを御覧いただければと思いますが、横軸に大腸菌群数、縦軸に大腸菌数を取ったもので、見ていただきますと、完全に比例関係にあるわけではなくて、大腸菌群数の方が少なめに出るということであったり、極端なところだと、丸を描きましたが、大腸菌群数としては検出されているけれども、大腸菌は一個もないといったような現象も出てきてしまっているということでございます。

こういった課題がございまして、今回国の方で検討が進められまして、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に環境基準の指標を変更するということが決定されたということでございます。大腸菌群数には、河川や湖沼の水や土壌に分布する自然由来の細菌も一緒に測定されてしまうということがございまして、さっき言ったように大腸菌群数が出ているけれども、大腸菌数がないといったようなケースが出てきてしまったということかと思っております。

次に、基準値について御説明をいたします。これは国が示している基準値でございまして、大腸菌数としてはそれぞれ類型ごとに基準値が設定されています。大腸菌数の単位は、CFUと書いてありますけれども、これコロニー形成単位という名前でございます。大腸菌を培養して出てきたコロニーと言われる丸いものを、数を数えるという形で測定をします。100ミリリットルに、そのコロニーが何個あるのかというのを数えるということで計測するものでございます。

大腸菌数の環境基準の達成状況というのは、環境基準ごとに1年ごとに評価するというものになっておりまして、1か月に1回測定すると、年間12回調査結果が出てきます。通常これ評価する場合、平均値で取ったりだとか最大値で取ったりするのですが、今回は90%値というのが方法として採用されています。これは、12個の測定結果を小さい順に並べていって、下から90%の値のところを取るとございまして、12個の測定結果ですと、一番悪いものを除いた、悪いものから2番目の数値を取ることが決められたということでございます。

基準値につきましては、それぞれ類型と利用目的に応じて設定されておりまして、河川におきましては、AA類型という河川については20または100、A類型という川については300、B類型という川については1,000というふうに決められました。河川類型には、C類型、D類型という川もありますけれども、そちらには基準値は設定されませんでした。この基準値というのは、これまで浄水場で浄水される前の浄水場に入る原水、その原水で大腸菌を測定しておりましたので、その測定結果であるとか、諸外国における基準値等を参考に設定されたというふう聞いています。AA類型に関しましては、先ほど20または100と申し上げましたが、そこは条件が分かれておりまして、自然環境保

全というほぼ自然公園内にあるような河川については、きれいな河川であるということで20、それ以外で浄水場で水をくんだりとかしている河川については、100というふうに決められたということでございます。

同じように湖沼の方も、AA類型については20または100。湖沼はA類型にも2種類分かれていて、水道2級であるとか水浴場といったもの場合は300、水道3級の浄水場がある場合には1,000というふうに数字が決められたということでございます。

ここまでは環境省が、国の方が設定したということになります。

これを県内の河川に当てはめてみるとどうなるかというのが、右の方の図になりまして、当てはめが必要となるのは県内20河川、29水域と3つの湖沼になります。県内AA類型、一番きれいな川というふうに設定されている川が2つありまして、1つが荒川の上流部分、それからもう一つが赤平川という川でございます。荒川上流の水域に関しては、全て全域が秩父多摩甲斐国立公園内でございますので、こちらは自然環境保全の目的ということで20という基準が当てはめられるのかなと。それから、赤平川に関しては、ここは大部分はもう自然公園外というふうになっておりますし、かなり住宅も多い地域で、浄水場も水道1級の浄水場がございますので、こちらは基準値は100というふうに当てはめられるのかなと。それから、Aタイプの河川については漏れなく全部300、それからBタイプの河川については1,000というふうに当てはめられるということでございます。

湖沼につきましては、A類型が2つに分かれていて、下久保ダムと二瀬ダム、それから荒川貯水池（彩湖）ですね、この3つが指定されている湖沼になりまして、全てA類型なのですけれども、このうちの彩湖に関しては浦和にあるということもあって、こちらは浄水場で大久保浄水場などの水源にもなるということでございますので、こちらは水道3級の扱いということで1,000という基準が適用になるのかなというふうに考えられます。

最後に県内の状況についてでございますが、今御説明したような、これから当てはめたとすると、県内どういう状況かというのを示したのが下になります。県では、平成24年から大腸菌数についても測定をしてきておりまして、その結果を参考にお示しをしております。基準値に対して、環境基準を満たしている地点というのが大体2割、24%から50%弱ぐらいというふうになったということでございます。これは、実際には全部が12回測ったものではなくて、年4回しか測っていないものであったり、年度によっても調査地点異なっておりますので、単純な比較はできないのですけれども、あまり高い状況ではないというような状況にあるかと思えます。

資料の2枚目を御覧ください。県内の地図があるかと思えます。ちょっと見づらいのですけれども、それぞれの水域ごとに色分け、点線等でAA類型とかA類型とかという基準値がどれになるかというのを示しております。加えて数字が書いてありますけれども、そこに去年、令和2年度に測定した測定値というのを記載しております。やはり数字としては1,000、5,000とか、かなり高い値も検出はされているというところがございますけれども、これはあくまでも参考値ということで、来年度から改めて測定地点については年12回の測定を行った上で、どうして高いのかとか、どういうところから出ているのかとかというところを改めて調査、分析をして、そこに対して衛生面での改善という観点から対策なりを講じていきたいというふうに考えております。

今後の予定でございますけれども、県境等、神流川とか群馬県との境の川とかということに関しましては、群馬県との調整等を行った上で最終的な基準値を設定して、4月1日から施行という形になるかと思えます。

以上で大腸菌に係る環境基準の見直しについて御説明させていただきました。以上となります。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、各委員から御意見あるいは御質問をお願いいたします。

鮎澤委員、お願いいたします。

○鮎澤委員 ありがとうございます。

安全のための確認なのですけれども、私たち細菌、微生物学から考えると、3つの細菌がやっぱりすごく危険というか、気になるのです。大腸菌群と昔言って、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、それから緑膿菌という3つの菌についてはすごく気になるところで、何で気になるかというのは、その細菌が毒素を出すところなのです。それで、大腸菌群ではなくて大腸菌というのがきちんと同定できることになったということで、言葉が改められたと思うのですけれども、言葉だけではなくて安全性もしっかり担保されているということなのですよ。それをきちんと確認されれば、大腸菌だけで大丈夫だと思うのですけれども、大腸菌群というのは、大腸菌というのはすごくたくさん種類があって、それで大腸菌群というふうにまとめて名づけられているのですけれども、それについて大丈夫だよということが国から言われて、安全が担保されたから変わったということで理解して大丈夫ですか。

○山井水環境課長 そうですね。大腸菌を測定することができるようになったということですので、その他の菌類を測定しなくなったことで何か、対策がおろそかになるとかということではなくて。

○鮎澤委員 大丈夫ですか。

○山井水環境課長 あくまでも大腸菌というものを測って、それがあるということは、そういった御指摘のような菌類とかというのものもある可能性があるというふうに評価ができる。逆に今までのものと、なかなかそこが評価が、これが出ているから不衛生だと言い切れないような部分も入ってしまっていたところを除いたということですので、そういった意味では、より精度が高まったというふうに考えていただければいいと思います。

○鮎澤委員 やっぱり今すごく安全を求める世の中なので、ちょっと念のために確認させていただきました。どうもありがとうございます。

○山井水環境課長 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 1つ教えていただきたいのですが、この基準値というのは濃度ですよ。例えば川などの場合、流量の多いときには薄められる、流量の少ないときにはかなり高い濃度になるという変動が考えられると思うのですが、採水のタイミングは適切なのでしょうか。流量の多い時に測ってやれば100ミリリットル当たりの数値は低くなりますよね。

○山井水環境課長 そういった意味でも年12回測って、そのうちの90%値で取るということが採用

されているというところが1つと、これ大腸菌だけを専用で水を採るということではなくて、そのほかBODだとかいろんな物質を取るときに、一緒に水は採っていますし、雨の影響だとか、そういったものが排除できるような採水の方法を取っておりますので、そこはそういう恣意的な数値の操作というのは行ってないというふうに申し上げたいと思います。

○鈴木委員 流量の少ない時の方が濃度は高めになる、水に直接接する人や生物にとって「より不都合な状態」が生じるのではないかと思います。ですから、単純にそういう定期的に何回ということではなく、例えば渇水の時期を狙ってやるとか、あるいは地域の産業活動の状況を見て排出物が出やすい時期なども考慮しながら測定する、そういう柔軟性がある方がよいと思います。あるいは12回といわずに24回にするとか36回にするとか増やしていくことも考えるべきかもしれません。しかし、現実的には予算の問題もあると思いますし、増やすこともできないかとも思いますので、これはこれでやむを得ないのかもしれませんが。

○山井水環境課長 ありがとうございます。

年12回と申し上げたのは、国の方で示されている原則的な測定方法、回数ということを申し上げております。今回新たに基準を定められましたところもございまして、全国的な状況だとかそういうところ、それから発生がどういうところなのか、渇水のととき多いのか少ないのかとか、そういったような情報というの少ない状況でございますので、その辺りは環境科学国際センターの方の연구원とも連携をいたしまして、そういう部分で詳細な調査というのはやりたいなというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○三浦会長 浅見委員、お願いします。

○浅見副会長 ありがとうございます。今の鈴木先生の御質問とも若干関係いたしまして、これから調査もしていただけるということですので、それも是非お願いしたいと思います。

大腸菌群から大腸菌に変わったということで、水道の方ではもう大分前から変わっていたのですが、一番気になっておりますのが下水道からの越流の部分が一番大きいと思います。特に合流式の下水道を使われている場合には、雨が降りますとそれが出てきてしまう大腸菌が多く、水道でもずっと問題だったところ、大腸菌としての検出方法が重要だということで、大腸菌に変わったところです。

恐らくなのですけども、下水の影響を受けやすいところだと、雨が降ると上がるというような傾向がある可能性がありますので、場所によってどういった原因で出てくるかというところをよく押さえていただいて、是非対策をお願いしたいと思います。特に下水を1回通った水に関しましては、ちゃんと消毒をしていただくというのが本当は一番早道ですし、非常に重要なことだと思います。埼玉県さんの場合、大腸菌群も、大腸菌も結構検出率が高かったので、是非御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

○山井水環境課長 ありがとうございます。

合流式下水道、県内にもございますので、そういったところも含めて原因となるもの、それから場所によるものなのか季節によるものなのか含めて、ちょっと연구원とも話はしておりますので、調査

してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○三浦会長 ほかにございますでしょうか。

これちょっと確認したいのですが、県内の状況が年度で、これ今24%ですか、令和2年度。これ悪くなっているということですね。地点数が減っていると、基準値以下の地点数の割合が減っているということは悪化しているという意味。

○山井水環境課長 そこが同じ地点で測っているわけではないので、ちょっと示し方が不適切かもしれないのですが、全く同じ地点で測って悪化しているということではないですけれども、全体的な傾向なのか、ここ数年はちょっとかなり高い値が出るようになってきているというのは、そのような傾向は見てとれます。

ただ、念のため申し上げますと、年間で高い値が出るのが、一、二か月ぐらいすごく高い値が出て、後の月はすごく低い値で推移している地点も多かったりもするので、ちょっとその辺りが何が原因で高い値が出るのかとかということも含めて、これは決して平均値が示した数値が出ているわけではなくて、90%値という取り方の特殊性で、かなり高いものを拾っているというイメージですので、全体としてはもっと低い値がいっぱい出ているということも含めて、ちょっと調査してまいりたいというふうに考えています。

○三浦会長 ほかにないですか。

ちょっと私から、本当にもう素人質問だと思うのですが、河川と湖沼で基準が違うということなのですが、これ利用目的からいくと、要は利用目的でいけば水道3級は1,000ということで同じ基準になっていると思うのですが、これ類型の方が違うというのは、ほかの目的でも類型が決まっているというふうなことなのですか。

○山井水環境課長 そうですね、類型の指定というのが、必ずしも利用目的だけで決まっているのではなくて、地域の状況であるとか、後はその当時の状況であるとか、これ大腸菌のためにというか、この類型を決めたのではなくて、BODだとかそういう河川の汚濁の状況を踏まえて、当時類型を決めているということがありますので、ちょっと必ずしもそこが全て一致しているわけではないという状況になっています。

○三浦会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに御質問ないようでしたら、この辺でよろしいでしょうか。これは報告事項ということで、御質問なければ以上となりますが。

(発言の声なし)

○三浦会長 それでは、予定しておりました議題はこれで終了いたしました。

最後に、委員の皆様から何か御発言ございましたらよろしくお願ひします。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 すみません。時間があるようですので、もう2点だけ広域緑地計画について発言したいのですが、よろしいでしょうか。

○三浦会長 よろしいですよ。

はい、どうぞ。

○小島委員 ありがとうございます。

4ページ目に、「農地等は、本計画の対象外」とあるのですけれども、26ページの②の2に農地の保全という項目が出ていまして、ほかにも農地を緑とした記載があるのですけれども、ちょっとそこが、わざわざ書くと矛盾してしまうかなと思ったのと、現行の第2次広域緑地保全計画では、冒頭に「この計画における緑とは」という定義が書いてあって、その文章の方が県民の皆さんには理解しやすいのかなと思いました。

後もう一点は、先ほどの市街化区域内における緑の寄与度が高い緑地の図に関してなのですが、坂戸市の地図で北の方にある緑の寄与度が高い緑地が、グーグルマップの写真で見ると、今ソーラーパネルに置き換わっているようですので、この赤い表示は修正された方がいいかなと思いました。以上です。

○三浦会長 よろしいですか、回答をお願いして。

○河原塚みどり自然課長 まず、農地についてですけれども、この計画自体が身近な緑地を主な対象としているとありますが、農地も一応は緑という定義の中に含まれています。そのため、緑のネットワーク上、農地というのも非常に重要な部分ですので、今回のネットワークの中には農地の部分を記載させていただいています。ただ、農地の保全とか個別の具体的な施策については、基本的には農地は農地で個別計画があるので、そちらにお任せするという考え方になっております。

坂戸市について、そのソーラーパネルをいつ設置したのか分からないのですが、それを個別具体的にやっていると、多分、修正するところがほかにも出てくる可能性があるのですが、あくまで平成30年の緑の分布状況においての寄与度で判断しているものです。きちんと市町村ごとの表の中に、その基準年や緑の寄与度の評価の考え方を全部入れた形で誤解のないようにしたいと思います。

○三浦会長 よろしいですか。

○小島委員 分かりました。では、修正されないということで、はい。

○三浦会長 先ほど地図のところにも補足説明をしてくださるということだったので、その辺に含めてお願いします。

ほかにも御意見、御発言ございますでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 ないようですね。どうもありがとうございました。

それでは、令和3年度第4回環境審議会を閉じたいと思います。本日は御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会（赤松） 三浦会長、委員の皆様、御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

ここで事務局から1点、次期環境基本計画について御報告させていただきます。前回12月開催の環境審議会を踏まえまして答申をいただいたところでございますが、環境基本計画の上位計画に当たります次期埼玉県5か年計画、12月県議会の方で議決されました。この5か年計画と整合を図るための修正を行いまして、今週17日開会の2月定例県議会に「埼玉県環境基本計画の策定について」と題しまして、議案として提出する運びとなっております。この場で御報告とさせていただきます。

さて、本日は令和3年度第4回目の環境審議会となりましたが、本年度予定をしておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、また貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして令和3年度第4回環境審議会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 4時09分閉会